平成２５年（フ）第４８０号
静岡県浜松市東区半田山２丁目９番７号
債務者　伊東みのり
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２６８号
愛知県刈谷市司町１丁目61番地　パークハイツ司401号
債務者　山岡　静湖
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２６６号
埼玉県東松山市松葉町２丁目２番９号　ウィンベル・デュエット東松山第二205号、旧住所埼玉県東松山市大字野田1096番地１
債務者　宮崎　寿男
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２６５号
沖縄県島尻郡南大東村字在所196番地
債務者　東江　和子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２９１号
沖縄県浦添市勢理客３丁目１番22―301号　平良アパート
債務者　砂川千恵子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第６４１号
埼玉県戸田市大字新曽2356番地　第２サンハイム石田305号室
債務者　神野　理絵（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９８６号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２―16―405
債務者　坂巻　好江
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９９６号
埼玉県上尾市浅間台３丁目18番地３　沖友マンション２―103
債務者　岩井　茂雄
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９９７号
埼玉県上尾市浅間台３丁目18番地３　沖友マンション２―103
債務者　岩井つや子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０７７号
埼玉県蕨市中央７丁目26番５号　コーポ白百合２Ｆ
債務者　中川　英子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０８９号
埼玉県上尾市中分６丁目98番地、旧住所埼玉県熊谷市久保島681番地10
債務者　浅野　和彦
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４２１号
埼玉県越谷市大字大房1044番地１　越谷新生団地207
債務者　長瀬ますみ
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
北海道名寄市西２条南９丁目４番地３
債務者　谷口　智晃
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２５年（フ）第９５８号
埼玉県和光市新倉２丁目32番61号
債務者　河野　　哲
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９９９号
埼玉県加須市馬内542番地１　ひまわりⅡ102号
債務者　相澤　徹治
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１００７号
埼玉県上尾市五番町８番地４　アリス上尾第１―101
債務者　荻野　賢一
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０１６号
埼玉県川口市芝新町３番26―1102号　シティインデックス蕨
債務者　谷　　綾子（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係